

# 伊丹市社会福祉事業団

## 女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法に基づく 一般事業主行動計画

(目的) 職員がその能力を十分に発揮し、仕事と家庭生活を両立することができ、職員全員が自分らしく活躍できる環境を整えるため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年4月1日 ~ 令和5年3月31日までの2年間

### 2. 取り組み内容

#### 目標1

働く場所や仕事の内容、働く時間等を選択できる限定正社員制度の利用者を増やす為の取り組みを拡充する。

#### 【取り組み①】

令和3年度中に当該正社員制度の詳細を取決め、法人内・外問わず広く周知し、当該制度の利用を念頭においた正社員の採用を実施する。

#### 【取り組み②】

令和4年度中に当該制度を利用した正社員の人数を増やす。

#### 目標2

正社員・非正規社員や性別、職種等を問わず、有給取得率80%以上を目指す。

#### 【取り組み①】

令和3年度中に男女別や正社員・非正規社員に加え、職種別・事業所別など様々な角度からの取得率を数値化し、その傾向を確認した上で対策を検討する。

#### 【取り組み②】

令和4年度中に取得率の低い事業所や個人に対して働きかけを行い、偏りなく80%以上の取得を目指す。

### 目標3

育児・介護の事情から、育児・介護休業等に関する規則で定められた制度の範囲を超えて、制限的な勤務を行う限定正社員制度の利用者が、1名以上になることを目指す。

#### 【取り組み①】

令和3年度中に制度の詳細を詰めていくと共に、法人内で育児・介護休業等に関する規則で定められた制度の範囲内で短時間制度を利用している職員への働きかけを行う。

#### 【取り組み②】

令和4年度中に、当該制度を利用した正社員の採用を行う。